

社団法人新潟県観光協会定款

平成3年6月15日 制定
平成4年6月30日 一部変更
平成5年6月28日 一部変更
平成9年6月12日 一部変更
平成15年3月31日 一部変更
平成21年3月31日 一部変更
平成23年5月17日 一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人新潟県観光協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を新潟市中央区新光町4番地1に置く。

(目 的)

第3条 本会は、観光に関する調査研究、観光情報の提供、誘客宣伝活動の実施、観光事業の健全な育成等を行うことにより、豊かでゆとりのある生活の実現及び観光事業の振興を図り、もって県民の福祉の向上及び県経済の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査研究及び啓蒙普及に関する事業
- (2) 観光地の紹介、宣伝等観光情報の提供及び誘客促進に関する事業
- (3) 観光に関する事業の健全な育成並びに観光資源の保護、育成及び開発に関する事業
- (4) 公共観光施設の管理運営に関する事業
- (5) (1)から(4)の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- (6) 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、市町村単位の観光協会、地方公共団体又は本会の事業に関係を有する団体若しくは事業者で、本会の目的に賛同して入会したものとし、この会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し、本会の目的に反するような行為をし、又は本会の秩序を乱したとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納めた会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 3 人以上 5 人以内 |
| (3) 常務理事 | 1 人 |
| (4) 理事 (会長、副会長及び常務理事を含む。) | 20 人以上 30 人以内 |
| (5) 監 事 | 2 人 |

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、会長の職務を行う。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、総会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第16条 役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。2 役員には費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、総会の議決を経て別に定める。

(名誉会長)

第17条 本会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、新潟県知事の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長は、本会の運営に関する重要な事項について、会長の要請により必要な行為を行う。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。

(会議の権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 民法第59条第4号に基づいて監事が招集するとき。

3 理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第25条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては出席した会員の数、理事会にあっては出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(専門部会)

第29条 本会の事業の効果的かつ円滑な運営を図るため、会長が必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員は、理事会の議決を経て会長が選任又は委嘱するものとし、その他専門部会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 本会の財産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第31条 本会の財産は、会長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会の議決を経た上、その事業年度開始前に総会の議決を経て新潟県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。3 前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を経た上、総会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ総会の議決を経て定めた軽微な変更については、この限りでない。

5 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更したときは、速やかに新潟県知事に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第34条 会長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調整し、監事の監査を受け、総会の承認を得て、その事業年度終了後60日以内に会員の異動状況とともに新

潟 県知事に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(長期借入金)

第 35 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 36 条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の同意を得た上、新潟県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 民法第 68 条第 2 項の規定により、総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得た上、本会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 7 章 雑 則

第 39 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 削除
- 3 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 14 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 5 年度第 1 回の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 昭和 39 年 4 月 1 日に設立された新潟県観光協会（以下「旧協会」という。）に属する

一切の権利義務、資産及び事業並びに事務局の職員は、本会の設立と同時に本会に承継されるものとする。

7 旧協会の正会員及び特別会員は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、本会の設立と同時にそれぞれ本会の正会員又は特別会員になるものとする。

8 会長の報酬については、第16条第1項の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、支給することができる。

報酬の額については、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年10月24日新潟県条例第30号。以下「特別職給与条例」という。）の第2条別表に規定する県教育委員会委員（教育長に任命された委員を除く。）の報酬月額を準用し、報酬の支給日等についても特別職給与条例を準用するものとする。

ただし、旅費及び費用弁償については、従前のおり、社団法人新潟県観光協会規則の定めるところによる。

附 則（平成4年6月30日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成5年6月28日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成9年6月12日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成15年3月31日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成15年5月19日から施行する。

附 則（平成21年3月31日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。

附 則（平成23年5月17日一部変更）

この定款の変更は、新潟県知事の認可があった日から施行する。